

前 金	部 分 扦
有	0 回

平 成 3 0 年 度

河川ス振 第 1-2 号

旧津市民プール跡地テニスコート整備に係る実施設計業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書（三重県）及び業務委託監督員の指示による。

津市

建設部河川排水推進室

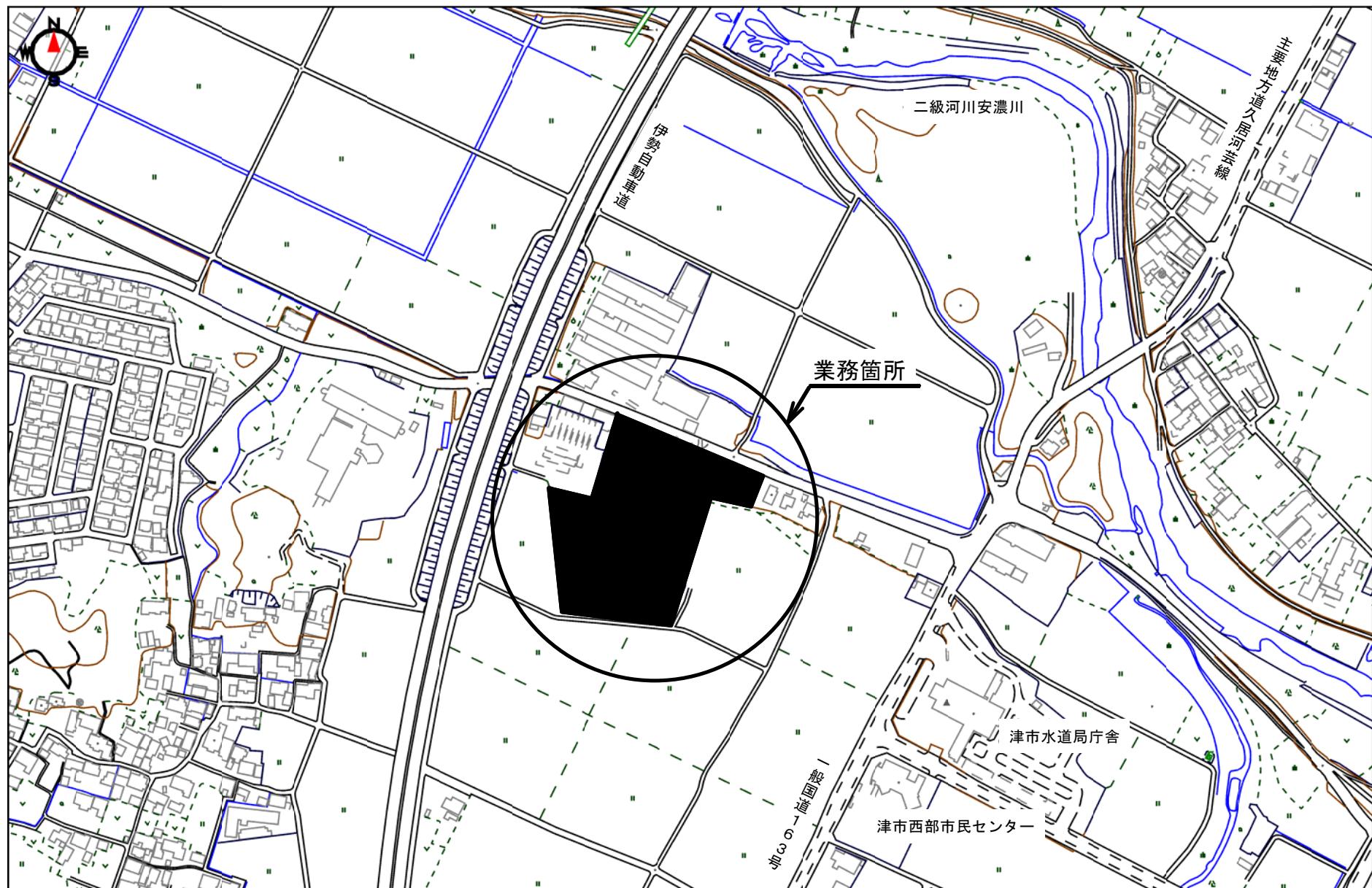
津市

平成 30 年度	河川ス振 第 1-2 号	業 務 委 託 設 計 書					
委託場所	津市殿村及び小舟地内				次長		
					室長		
委託名	旧津市民プール跡地テニスコート整備に係る実施設計業務委託				検算者		
					担当主幹		
設計額	(うち消費税等相当額)				担当副主幹		
					設計者		
履行期間	平成31年1月21日限り						
長	一	巾	一				
業 務 の 大 要							
テニスコート施設設計 2.3ha 調整池設計 一式 解析等調査 一式 建築物及び工作物設計 一式							

津市

位 置 図

平成30年度河川ス振第1-2号
旧津市民プール跡地テニスコート整備に係る実施設計業務委託



1:5,000

設計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
設計・解析・調査業務								
01:設計・解析・調査								
テニスコート施設設計				式				
					1.000			
テニスコート施設設計				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
調整池設計				式				
					1.000			
調整池設計				式				第 0002 号 明細表
					1.000			
解析等調査				式				
					1.000			
軟弱地盤技術解析(直接業務費)				式				第 0003 号 明細表
					1.000			
建築物及び工作物設計				式				
					1.000			

設計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
建築物及び工作物設計				式				第 0004 号 明細表
					1.000			
打合せ等				式				
					1.000			
打合せ協議				式				第 0005 号 明細表
					1.000			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数 量	单 價	金 額	摘要
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[設計・解析・調査]

第 0001 号 明細表 テニスコート施設設計

1 式

(上段 : 前回 下段 : 今回)

名称 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
テニスコート実施設計	式				第0001号単価表
		1.000			
合 計					

第 0002 号 明細表 調整池設計

1 式

(上段 : 前回 下段 : 今回)

名称 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
調整池実施設計	式				第0002号単価表
		1.000			
合 計					

[設計・解析・調査]

第 0003 号 明細表 軟弱地盤技術解析（直接業務費）					1 式 (上段 : 前回 下段 : 今回)
名 称 規 格	单 位	数 量	单 価	金 領	摘 要
軟弱地盤技術解析	式				第0003号単価表
		1.000			
合 計					

第 0004 号 明細表 建築物及び工作物設計					1 式 (上段 : 前回 下段 : 今回)
名 称 規 格	单 位	数 量	单 価	金 領	摘 要
管理棟（実施設計）	式				第0004号単価表
		1.000			
屋外スタンド（実施設計）	式				第0005号単価表
		1.000			
屋外便所（実施設計）	式				第0006号単価表
		1.000			
特別経費 RIBC内訳書作成システムリース料	式				
		1.000			

[設計・解析・調査]

第 0004 号 明細表 建築物及び工作物設計

1 式

(上段 : 前回 下段 : 今回)

名称 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
合計					

第 0005 号 明細表 打合せ協議

1 式

(上段 : 前回 下段 : 今回)

名称 規格	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ 業務着手時、中間時 4 回、成果品納入時	式				第0007号単価表
		1.000			
関連機関との協議用資料作成	機関				第0008号単価表
		1.000			
合計					

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1. 000			
単位当り	式	1. 000	当り		

SJ0050 調整池実施設計

第 0002 号単価表

1式

当り

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技術者	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0110 管理棟（実施設計）
諸経費込み

第 0004 号単価表
1 式 当り

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	式	1.000			
諸経費	式	1.000			
技術料等経費	式	1.000			
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0120 屋外スタンド（実施設計）
諸経費込み

第 0005 号単価表
1 式 当り

名 称	単位	数 量	単 価	金 頓	摘 要
直接人件費	式	1.000			
諸経費	式	1.000			
技術料等経費	式	1.000			
合 計	式	1.000			
単位当たり	式	1.000	当たり		

SJ0130 屋外便所（実施設計）
諸経費込み

第 0006 号単価表
1 式 当り

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	式	1.000			
諸経費	式	1.000			
技術料等経費	式	1.000			
合 計	式	1.000			
単位当たり	式	1.000	当たり		

SJ0030 打合せ
業務着手時、中間時4回、成果品納入時

第 0007 号単価表
1 式 当り

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	式	1.000			
単位当り	式	1.000	当り		

SJ0090 関連機関との協議用資料作成

第 0008 号単価表
1 機関 当り

名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	機関	1. 000			
単位当たり	機関	1. 000	当たり		

平成30年度河川ス振第1-2号

旧津市民プール跡地テニスコート整備に係る実施設計業務委託

業 務 数 量 総 括 表

レベル1 : 設計・解析・調査

業務数量総括表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
設計・解析・調査							
	テニスコート 施設設計				式	1	
		テニスコート 施設設計			式	1	
			テニスコート実施設計		式	1	
	調整池設計				式	1	
		調整池設計			式	1	
			調整池実施設計		式	1	
	解析等調査				式	1	
		軟弱地盤技術解析 (直接業務費)			式	1	
			軟弱地盤技術解析		式	1	
	建築物及び 工作物設計				式	1	
		建築物及び 工作物設計			式	1	
			管理棟 (実施設計)	諸経費込み	式	1	
			屋外スタンド (実施設計)	諸経費込み	式	1	
			屋外便所 (実施設計)	諸経費込み	式	1	

業務數量總括表

設計業務内容内訳

テニスコート実施設計（近隣公園 基準面積2.0ha）の標準作業量（単位：人）

区分	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
実施設計 計	与条件の確認および調査	—	—	—	—	—	—	—
	実施設計図の検討	—	—	—	—	—	—	—
	実施設計図の作成	—	—	—	—	—	—	—
	数量計算	—	—	—	—	—	—	—
	概算工事費の算出	—	—	—	—	—	—	—
	実施設計説明書の作成	—	—	—	—	—	—	—
	照査	—	—	—	—	—	—	—
計（2.0ha当り）		—	—	—	—	—	—	—
作業量 の補正	補正率	—	—	—	—	—	—	—
計（補正後1式当り）		—	—	—	—	—	—	—

※小数第2位を四捨五入して1位止めとする。

調整池実施設計 標準作業量（単位：人）

区分	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
軟弱地盤技術解析 標準作業量（単位：人）	現地踏査	—	—	—	—	—	—	—
	実施設計図の検討	—	—	—	—	—	—	—
	実施設計図の作成	—	—	—	—	—	—	—
	数量計算	—	—	—	—	—	—	—
	概算工事費の算出	—	—	—	—	—	—	—
	報告書作成	—	—	—	—	—	—	—
	照査	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—

調整池の容量計算に係る与条件資料は、別途貸与する。

※小数第2位を四捨五入して1位止めとする。

打合せ 設計協議に係る標準作業量（1業務当り、単位：人）

区分	作業項目	主任技術者	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
近隣公園	解説計画	—	—	—	—	—	—	—
	現地踏査	—	—	—	—	—	—	—
	現況地盤解析(地盤圧密)	—	—	—	—	—	—	一次元解析
	現況地盤解析(地盤液状化)	—	—	—	—	—	—	簡便法
計		—	—	—	—	—	—	—

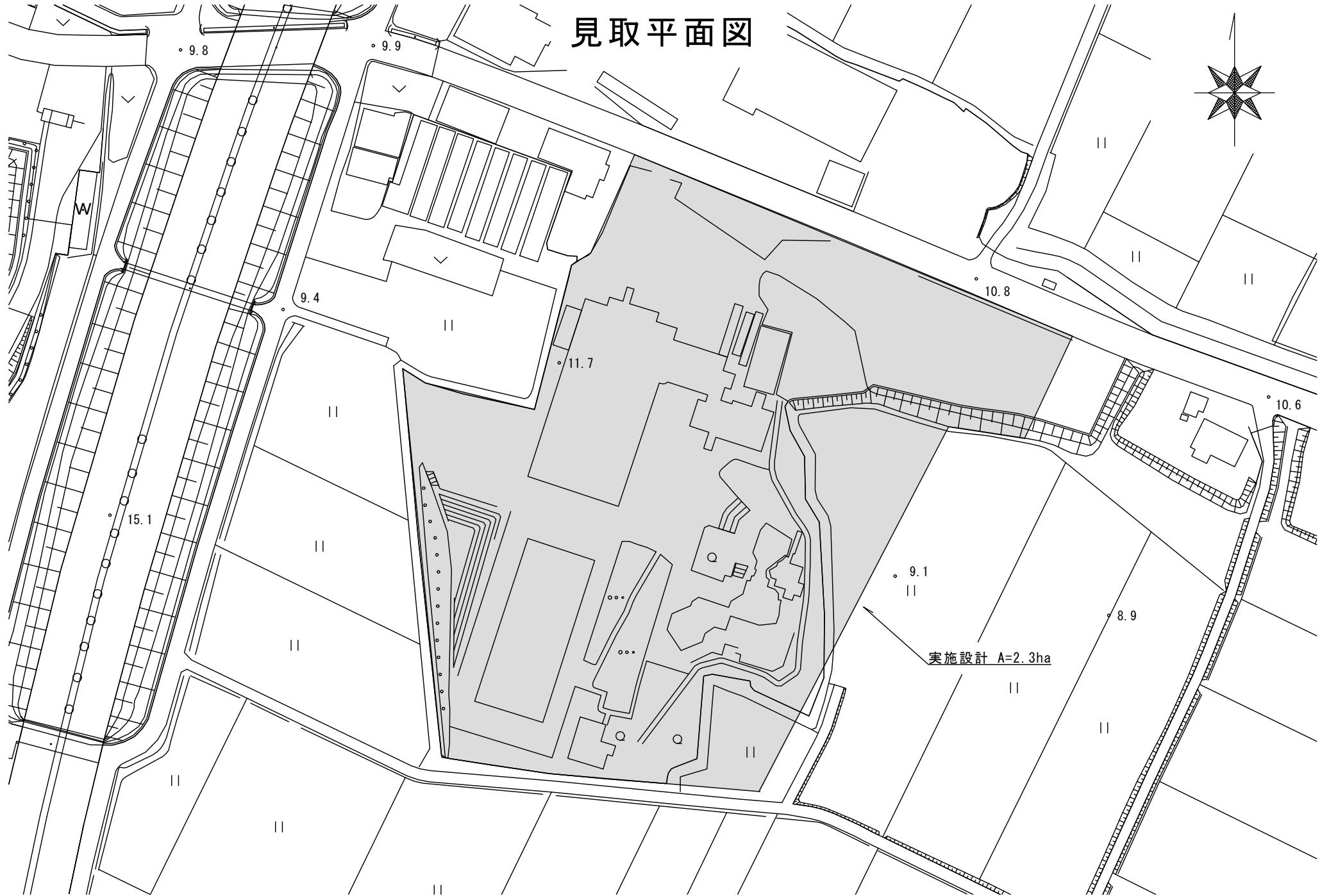
※小数第2位を四捨五入して1位止めとする。

関連機関との協議用資料作成（1機関当り、単位：人）

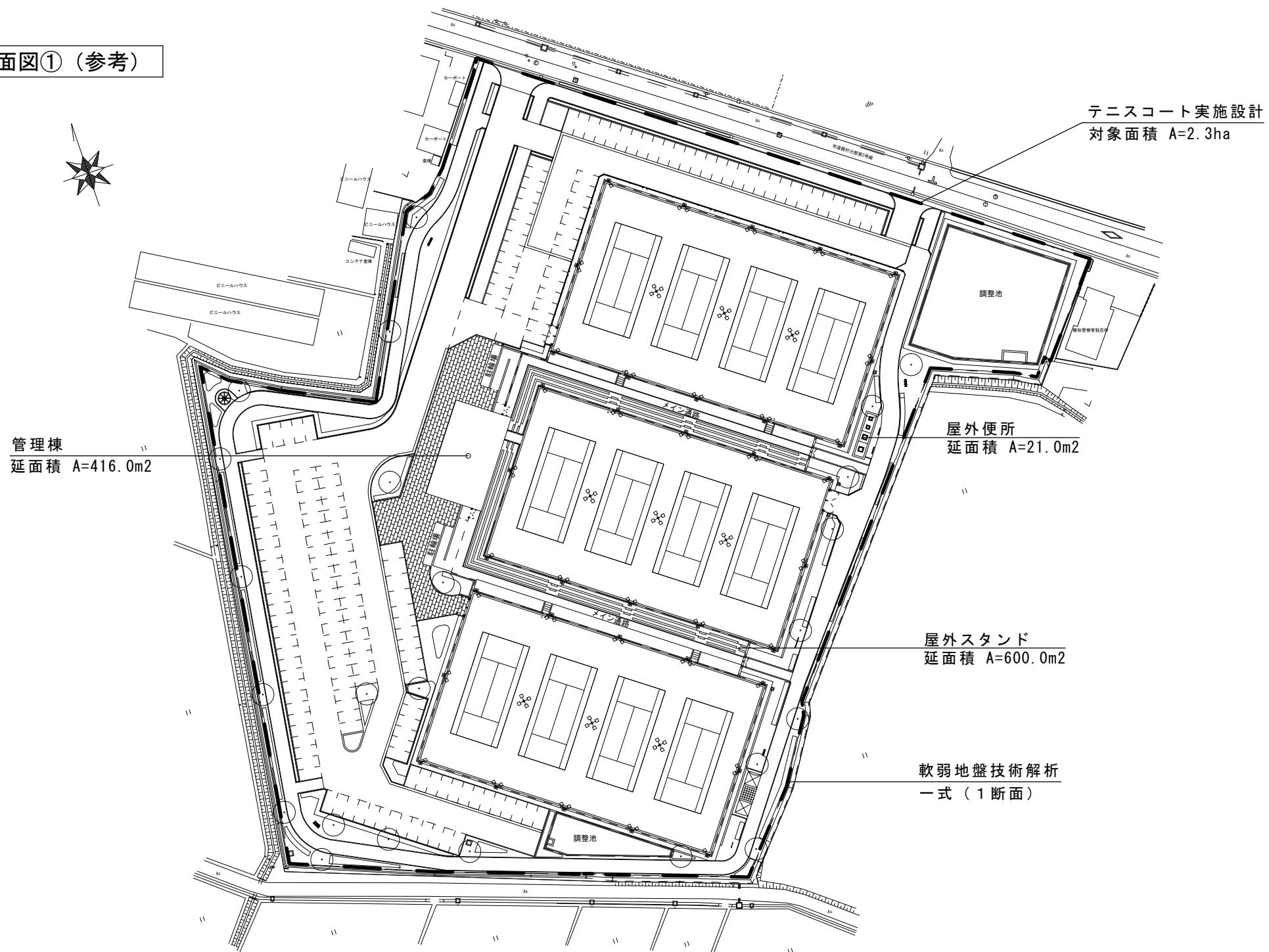
区分	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
関連機関との協議用資料作成	業務着手時	—	—	—	—	—	—	—
	中間時（実施設計）	—	—	—	—	—	—	4回
成果品納入時	—	—	—	—	—	—	—	—
計		—	—	—	—	—	—	—

※小数第2位を四捨五入して1位止めとする。

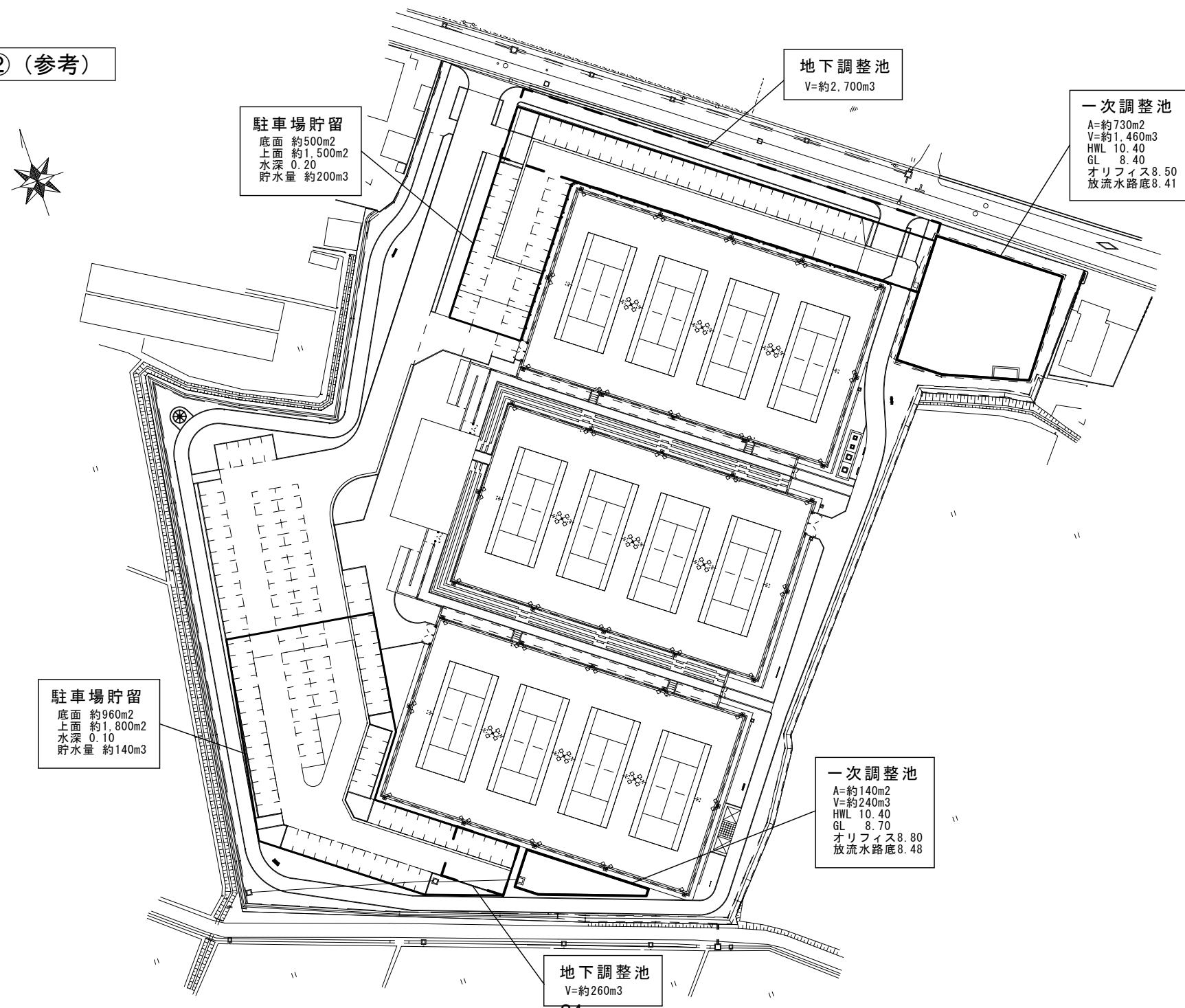
見取平面図

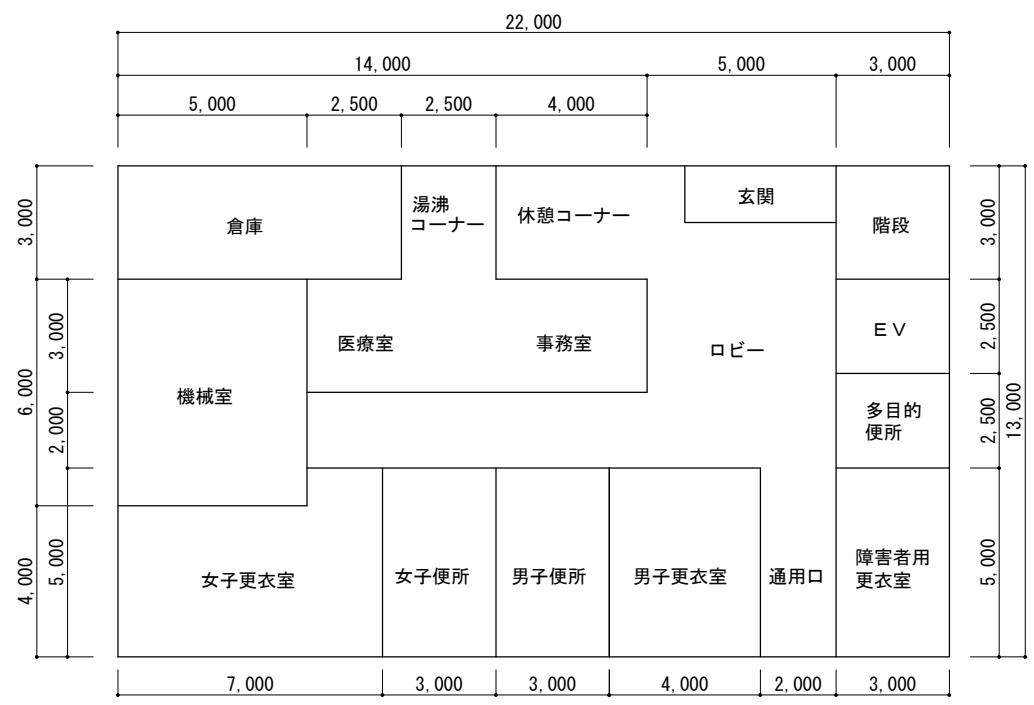


平面図①（参考）

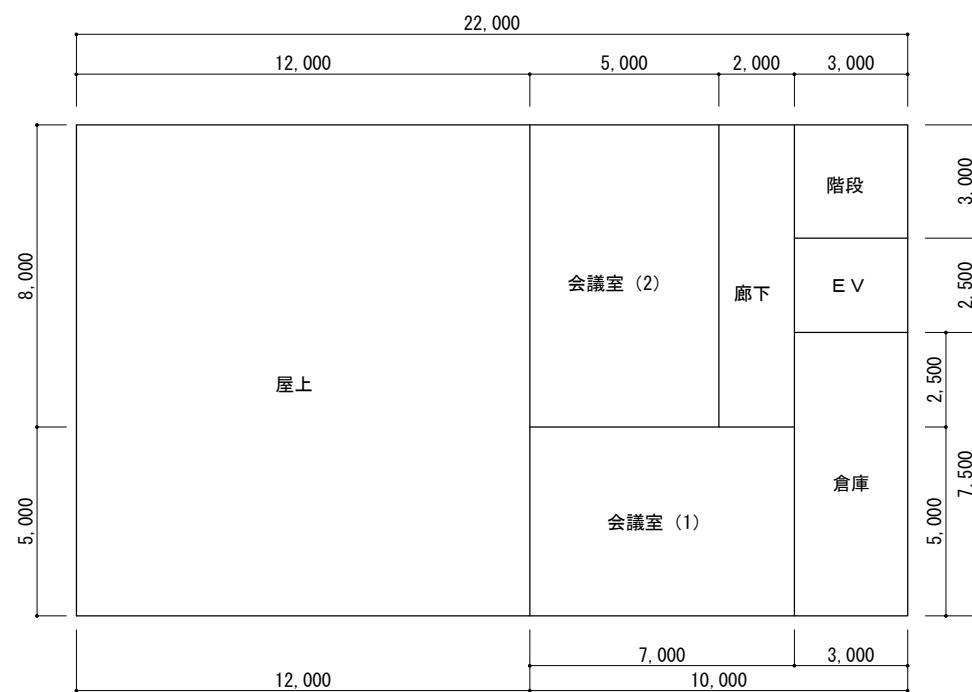


平面図②（参考）





管理棟 1階平面図（参考）



管理棟 2階平面図（参考）

特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、旧津市民プール跡地におけるテニスコート（市民大会規模）整備に向け、旧津市民プール跡地テニスコート整備基本設計業務委託成果品を基に実施設計を行うことを目的とする。

2. 主要施設及び建築物

2.1 施設（夜間利用有り）

- ① テニスコート（必要面数 12 面）
- ② ウォーキングロード
- ③ 駐車場（180台程度）
- ④ 調整池（現地貯留方式（一次調整池及び駐車場）+ 地下貯留方式）2箇所
 - ・調整池流入面積 2. 27 ha
 - ・流域 約5,000m³（2箇所合計）
 - ・概算容量 約5,000m³（2箇所合計）
 - ・排水方式 自然流下方式

2.2 建築物及び工作物（新築工事）

- ① 管理棟
 - ・構造 鉄骨造 2階建
 - ・延面積 416m² 程度
 - ・耐震安全性の分類
 - a. 構造体 III類
 - b. 建築非構造部材 B類
 - c. 建築設備 乙類
- ・所要室
 - 1階 事務室、医療室、湯沸コーナー、男子更衣室、女子更衣室、障害者用更衣室、倉庫、機械室、男子便所、女子便所、多目的便所、階段室、EV室、ロビー、休憩コーナー
 - 2階 会議室（1）、会議室（2）、倉庫、階段室、EV室
- ② 屋外スタンド
 - ・構造 鉄骨造平家建
 - ・延面積 600m² 程度
 - ・耐震安全性の分類
 - a. 構造体 III類
 - b. 建築非構造部材 B類
 - c. 建築設備 乙類

③ 屋外便所

- ・構造 鉄骨造平家建
- ・延面積 21m²程度
- a. 構造体 III類
- b. 建築非構造部材 B類
- c. 建築設備 乙類

3. 設計与条件

3.1 敷地の概要

- ① 敷地面積 約22,700m²
- ② 区域区分 市街化調整区域
- ③ 建ぺい率・容積率 70%・400%
- ④ 防火地域 22条区域

3.2 工事完了予定年月日

2021年3月中旬完成

(旧津市民プールの解体工事が着手のため、整備工事の着手は2019年10月以降)

3.3 開発基準の適用

改訂宅地等開発事業に関する技術マニュアル（三重県）及び津市開発技術基準を遵守すること。

4. 設計業務の留意事項

- ・工事完成年月日を考慮し、施工性・市場性の検討・提案し監督員と協議を行ったうえで、工事に係る実施工程表（案）を作成し提出すること。
- ・管理技術者においては、施設設計及び建築物及び工作物設計において整合性・一体性を常に確認し、意思統一を図ること。また、施設設計及び建築物及び工作物設計に捉われることなく、工期短縮、コスト削減に向けた検討を行い提案すること。
- ・照査技術者においては、施設設計及び建築物及び工作物設計において整合性の照査を行うこと。
- ・特定の新技術・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- ・技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく、又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- ・特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者との間で協議して定める。

- ・業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- ・設計図書提出後も、設計に疑義が生じた場合は、隨時打合せを行うこと。
- ・参考図書の貸し出しは、監督員に申し出、活用すること。なお、受注者は、貸与資料の管理について責任を持ち、万一破損した場合は、受注者の責任と負担で修復し返却すること。
- ・成果品及びその版権はすべて発注者の所有とし、発注者の書面による承諾を得ないで他に公表貸与又は使用してはならない。

- ・業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・計画通知については、業務期間中に確認済証が下りることを原則として、責任を持つて業務にたること。
- ・当整備においては、津市景観アドバイザー設置要綱に基づく制度の活用を考えるため、意見等を設計に反映すること。

5. 施設設計業務内容

5.1 テニスコート施設設計

5.1-1 与条件の確認および調査

- ・基本設計を基に、敷地境界、主要施設の規模及び仕様、施設へのアクセス、供給処理施設等を把握し整理すること。
 - ・各種施設の適用設計条件や設計基準を確認すること。
 - ・関連機関との調整内容を貸与する資料を基に確認・整理すること。
 - ・設計対象地を中心に、既存物の状況、既設供給処理施設状況等について現地調査を行うこと。
 - ・法令上の諸条件について再確認・整理を行うこと。
 - ・以上について整理した内容を十分監督員と協議しとりまとめること。
- #### 5.1-2 実施設計の検討
- ・基本設計の内容と整合性を常に確認し、疑義が生じた場合は監督員と協議すること。
 - ・意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定を行うこと。
 - ・安全性・機能性に関する検討と設定を行うこと。
 - ・維持管理性に関する検討と設定を行うこと。
 - ・施工性・市場性に関する検討と設定を行うこと。（仮設計画を含む）
 - ・基本設計で算出した目標工事費を基に施設整備水準を確認すること。なお、疑義が生じた場合は監督員と協議すること。
- #### 5.1-3 実施設計図の作成
- ・実測平面図（1/500）に基づいた実施設計平面図を作成すること。

- ・造成計画、施設計画、植栽計画、供給処理施設計画等の各種平面図を作成すること。
- ・なお、各施設が輻輳する箇所については、詳細図を作成すること。
- ・造成断面図を作成すること。

- ・各種施設の構造検討を行い構造図を作成すること。なお、雨水排水施設及び污水排水施設については、縦断図を作成すること。

・三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成29年7月改訂】に準拠すること。

- ・その他、必要に応じて現場施工に係る図面を作成すること。

5.2 調整池設計

5.2-1 現地踏査

- ・設計対象地及び周辺について、調整池の設置条件や排水施設条件等の設計に必要な現地踏査を行うこと。

5.2-2 実施設計の検討

- ・基本設計成果を踏まえ、降雨確率規模、集水区域、排水ルート、許容放流量の設定、調整池貯留方式等、水理検討において必要となる基本条件の整理を行うこと。
- ・基本条件に基づき、流出量の算定及び洪水調節計算を行い、計画貯留量及び放流量の算定を行うこと。
- ・水理検討で得られた諸元に基づき、調整池の貯留施設及び放流施設の配置、形状、寸法を設定すること。

5.2-3 実施設計図の作成

- ・基本事項の設定で決定した施設内容について構造検討を行い、必要となる施設について構造計算を行うこと。
- ・工事に必要となる、平面図、縦断図、横断図、構造図、土工図を作成すること。
- ・三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成29年7月改訂】に準拠すること。

5.3 軟弱地盤技術解析

5.3-1 解析計画

- ・業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成等を行うこと。

5.3-2 現地踏査

- ・設計対象地及び周辺について、軟弱地盤技術解析に必要となる現地踏査を行うこと。

5.3-3 現況地盤解析(地盤圧密)

- ・設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対する沈下時間を算定すること。

5.3-4 現況地盤解析(地盤液状化)

- ・広範囲の地質地盤を対象に土質定数及び地震条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FLを求め、判定を行う。

5.3-5 その他

- ・解析結果を基に軟弱地盤対策が必要と判断される場合は、監督員と協議すること。
- ・別途発注による、平成30年度河川ス振第1～1号旧津市民プール跡地テニスコート整備に係る地質調査業務委託により地質調査を行うため、工程調整を行い地質資料を貸与する。

5.4 数量計算

- ・図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算書を作成すること。
- ・実施設計の検討に伴う応力や容量の計算書を作成すること。
- ・発注者が提供する書式を基に作成すること。
- ・公園緑地工事工種体系ツリー図に各工種等の名称を合わせること。

5.5 概算工事費の算出

- ・提供された単価、または見積り微収による単価に基づいた工事費の算出を行うこと。
- ・見積り先は3社以上とし、監督員の承諾を受けること。また、比較表を作成し、見積額の整理をすること。

5.6 実施設計説明書の作成

- ・検討資料を取りまとめた報告書を作成すること。

5.7 照査

- ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査を行うこと。
- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査を行うこと。
- ・成果品の内容の適正照査を行うこと。

5.8 成果品

本業務の成果品は以下の通りとする。

- ① 実施設計図（原寸A1サイズ）
- ・実施設計平面図（1/500）
 - ・造成計画平面図（1/500）
 - ・施設設計画平面図（1/500）
 - ・植栽計画平面図（1/500）
 - ・雨水排水計画平面図（1/500）
 - ・污水排水計画平面図（1/500）
 - ・給水設備計画平面図（1/500）
 - ・電気設備計画平面図（1/500）
 - ・調整池平面図（適宜縮尺を設定）
 - ・輻輳部における詳細図（適宜縮尺を設定）
 - ・造成断面図（1/100～1/200）
 - ・各種構造図（適宜縮尺を設定）
 - ・雨水排水縦断図（適宜縮尺を設定）

- ・汚水排水縦断図（適宜縮尺を設定）
 - ・調整池縦断図
 - ・調整池横断図
 - ・調整池構造図
 - ・調整池土工図
 - ② 現況主要地点断面図
 - ③ 実施設計説明書
 - ④ 数量計算書
 - ⑤ 工事費算出書
 - ⑥ 照査報告書
 - ⑦ 上記の電子データ
 - ⑧ その他必要と認められる書類
- 5.9 提出部数
- 成果品をとりまとめ、電子記憶媒体（CD-R等）を3部、印刷物を2部提出すること。

6. 建築物及び工作物設計業務内容

6.1 業務種別

- ・建築実施設計に関する標準業務
- ・電気設備実施設計に関する標準業務
- ・機械設備実施設計に関する標準業務

6.2 設計の進め方

- ・別紙1の設計理念に基づいて設計を進める。
- ・受注者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うすること。
- ・設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び標準図に定める各種の設計基準等による。
- ・敷地、周辺及び既存施設を十分調査のうえ、監督員と綿密な打合せを重ねて設計を進める。
- ・設計の段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進む。
- ・工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- ・特定の新技術・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- ・工事中の仮設計画は、環境に配慮した計画とし、必要に応じて工区分けや仮設施設の計画を行うこと

・計画・設計の各段階でコストコントロールを行いながら、経済的な計画・設計を行うこと。

・成果品については、監督員より指示があれば、分離発注（建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事・解体工事等）を行うことが出来るようまとめるここと。

なお、詳細については監督員の指示及び協議による。

・積算においては、「建築数量積算基準」（一般財団法人建築コスト管理システム研究所）に基づき行うこと。なお、積算数量については、概略図等を添付し、受注者によって数量のチェックを十分されたものを提出すること。

・監督員との打合せには、原則、建築担当者、設備担当者、また、適宜構造担当者を同席させること。

・工事に必要な官公署への提出申請書類等については、事前に関係官公署と打合せを行い、責任ある申請書類等を成果品として各官公署へ提出すること。なお、提出時期については、担当者と協議すること。

6.3 設計業務の内容及び範囲

- ・要求等の確認及び仕様決定に係る検討と資料作成
 - ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ・実施設計方針の策定
 - ・実施設計図書の作成
 - ・実施設計内容の説明等
 - ・積算業務（積算ソフトへの設計項目の入力、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徵収、見積検討資料の作成）
 - ・建築基準法に基づく計画通知手続き業務
 - ・都市計画法に基づく許可手続き業務
 - ・省エネルギー関係設計書の作成及び申請手続き業務
 - ・津市景観計画に基づく届出
 - ・三重県ユニアーバルデザインのまちづくり推進条例に基づく通知書
 - ・概算工事費計算書の作成
 - ・その他工事で必要な諸官署への手続業務
- ※委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成を含む（簡易な透視図及び各種技術資料を含む。）
- ※建築基準法施行令第9条による建築関係規定による各種申請に用いる資料の作成を含む

6.4 成果品

6.4-1 建築

- ・建築物概要書
- ・面積表及び求積図
- ・平面図
- ・特記仕様書
- ・敷地案内図
- ・断面図
- ・仕上表
- ・配置図
- ・立面図（各面）

- ・ 矩計図
- ・ 平面詳細図
- ・ 外構図
- ・ 構造基準図
- ・ 部材断面表
- ・ 各部詳細図
- ・ その他工事に必要な図面
- ・ 展開図
- ・ 部分詳細図（断面含む）
- ・ 総合仮設計画図
- ・ 伏図
- ・ 各部断面図
- ・ 標準詳細図
- ・ 天井伏図
- ・ 建具表
- ・ 構造仕様書
- ・ 軸組図
- ・ 標準詳細図

6.4-2 電気設備

- ・ 特記仕様書
- ・ 電灯設備図
- ・ 発電設備図
- ・ 映像・音響設備図
- ・ テレビ共同受信設備図
- ・ 構内通信線路図
- ・ その他工事に必要な図面
- ・ 敷地案内図
- ・ 動力設備図
- ・ 構内情報通信網設備図
- ・ 拡声設備図
- ・ 火災報知設備図
- ・ 構内配電線路図
- ・ 配置図
- ・ 受変電設備図
- ・ 構内交換設備図
- ・ 誘導支援設備図
- ・ 構内配電線路図

6.4-3 機械設備

- a. 空気調和設備設計図
- ・ 特記仕様書
- ・ 機器表
- ・ 排煙設備図
- ・ その他工事に必要な図面
- b. 給排水衛生設備設計図
- ・ 特記仕様書
- ・ 機器表
- ・ 排水設備図
- ・ ガス設備図
- ・ その他工事に必要な図面
- ・ 敷地案内図
- ・ 空気調和設備図
- ・ 屋外設備図
- ・ 配置図
- ・ 換気設備図
- ・ 配置図
- ・ 衛生器具設備図
- ・ 給湯設備図
- ・ し尿浄化槽設備図
- ・ 給水設備図
- ・ 消火設備図
- ・ 屋外設備図

6.4-4 積算

- ・ 設計書
- ・ 見積検討資料（採用単価一覧表、見積比較表）
- ・ 積算数量算出書（数量計算書及び数量計算補助図）

6.4-5 その他

- ・ 計画通知図書及び確認済証
- ・ C A D データ
- ・ 概算工事費計算書
- ・ その他工事に必要な図面及び書類
- ・ 資料
- ・ 構造計算書
- ・ 使用機器の比較検討書

- ・換気風量計算書
- ・環境対策説明書
- ・空調負荷計算書
- ・その他必要な資料
- ・雨水排水流量計算書
- ・コスト縮減検討書
- ・ユニバーサルデザイン説明書

6.4-7 電子納品

- a. 電子納品対象成果品
- | | | |
|--------|-------|--------|
| ・設計図 | ・設計書 | ・数量積算書 |
| ・採用単価表 | ・調査写真 | |
- b. 適用基準類
- | |
|---------------------------|
| ・文 書：ワープロソフト（MSワード、エクセル等） |
| ・図 面：JWCADまたはDXF変換形式 |
| ・設計書：RIBC2 |

6.5 提出部数

6.5-1 図面

- ・原図には、A2判のトレーシングペーパーを用い、1部提出する。図面の大きさは監督員の指示による。また、A2（2部）・A3（1部）判普通紙にて複写を提出する。

- ・図面は、ファイルに入れて提出する（工事名称等を背表紙に記入すること）。

6.5-2 電子納品

- ・全ての成果品を記録したCD-R1枚及び設計図のみを記録したCD-R1枚（共にCD-Rラベルに工事名称等を焼き付けたもの）
- ※提出されたCADデータは当該施設に係る工事の請負契約者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成等に使用する。

6.5-3 その他

- ・以下に指示がない限り、各1部提出する。
 - ・設計書は、監督員の指定する様式により印刷した金額抜き設計書を1部提出する。
 - ・設計計算書、積算調書及び採用単価調書はA4判左とじとし、各1部提出する。

6.6 建設副産物対策

- ・受注者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させること。

6.7 その他留意事項

- ・設計書は営繕積算システムRIBC2により作成する。内訳書ファイルの作成に必要な名称データ等については、監督員が供与する。
- ・構造計算又は積算にコンピュータを用いる場合は、事前に監督員の承諾を得ること。

- ・積算は、監督員の承諾を得た実施設計図をもって行うこととし、公共建築工事積算基準等による。根伐図及び配管立体図等の数量計算補助図を適宜作成する。
- ・単価は、積算基準等に基づいて算出し、又は刊行物掲載価格、見積価格等を参考にして、適正な価格を採用する。採用する単価について一覧表を作成し、監督員の承諾を得る。見積り先は3社以上とし、監督員の承諾を受ける。また、比較表を作成し、見積額の整理をする。
- ・設計図書には、特定の製品名又は製造所名等を記載してはならない。ただし、これにより難い場合はあらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。
- ・受注者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

7. 関連機関との協議用資料作成

- ・当業務における図面関係成果が完成した時点で、津市開発調整部会の審議に掛けるため、協議用資料の作成を行うこと。

8. 打合せ

- ・業務着手時、中間時（4回）、成果品納入時に打合せ協議を行う予定とする。また、打合せ協議後は、打合せ内容を打合せ記録簿に記録し、監督員に内容確認を行うこと。また、中間打合せは下記を参考に監督員と協議し設定する。

第1回：各工種における実施設計の検討・方針が概ね定まったとき

第2回：工事に係る実施工程表（案）が完成時

第3回：各工種における図面が概ね固まったとき

第4回：概算工事費の算出が完了時

9. 各種資料提出期限

- ①工事に係る実施工程表（案）・・・・平成30年 8月20日
- ②概算工事費の算出・・・・・・・・平成30年1月 9日
- ③その他、別紙2のとおり

10. 準拠する基準及び参考図書

10.1 共通

- ・ユニバーサルデザインのまちづくり施設整備マニュアル（三重県）
- ・改訂宅地等開発事業に関する技術マニュアル（三重県）
- ・その他準拠すべき図書

10.2 施設設計

- ・屋外体育施設の建設指針・平成29年改訂版（公益財団法人日本体育施設協会）
- ・テニスコートの建設マニュアル（公益財団法人 日本テニス協会）

- ・公園緑地工事工種体系ツリー図・平成30年4月（国土交通省）
- ・公園緑地工事数量算出要領（国土交通省）

10.3 建築物及び工作物

- ・官庁施設の基本的性能基準
 - ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
 - ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
 - ・官庁施設の環境保全性基準
 - ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
 - ・建築工事における建設副産物管理マニュアル
 - ・省エネルギー建築設計指針
 - ・特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化に関する指針
 - ・景観形成基準解説書（津市）
 - ・津市公共建築物等木材利用方針
- #### 10.3-1 建築
- ・建築工事設計図書作成基準
 - ・敷地調査共通仕様書
 - ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・建築設計基準
 - ・建築構造設計基準
 - ・建築工事標準詳細図
 - ・構内舗装・排水設計基準
 - ・公共建築数量積算基準
 - ・公共建築工事内訳書標準書式
 - ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- #### 10.3-2 設備
- ・建築設備計画基準
 - ・建築設備設計基準
 - ・建築設備工事設計図書作成基準
 - ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ・建築設備耐震設計・施工指針
 - ・建築設備設計計算書作成の手引き
 - ・公共建築設備数量積算基準

- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

11. 貸与資料

- ・平成29年度河川ス振第1－1号 津市民プール跡地テニスコート整備に係る測量業務委託（紙及び電子データ）
- ・平成29年度河川ス振第1－2号 津市民プール跡地テニスコート整備基本設計業務委託成果（紙及び電子データ）
- ・平成30年度河川ス振第1－1号 旧津市民プール跡地テニスコート整備に係る地質調査業務委託成果（紙及び電子データ）
- ・数量計算書に係る書式（電子データ）
- ・その他必要となる資料

設計理念

(1) 施設利用者への配慮

整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、自然光や照明などを工夫した明るく、やさしい施設づくりとする。

(2) 環境保全への配慮

材料、機器等及び工法は、環境の保全に配慮したものとする。

(3) エネルギーの効率的利用

施設は、エネルギーの効率的利用及び熱の損失の防止を考慮したものとする。

(4) 資源の有効活用

材料及び機器等は、資源のリサイクル等有効利用を考慮すること。

(5) 快適性、利便性の確保

施設は、快適な室内環境及び外部環境が得られ、使いやすいものであること。

(6) メンテナビリティ及びフレキシビリティーの確保

施設は、維持・管理が容易に行うことができ、かつ、耐用期間中の需要等の変化に応できるよう配慮すること。

(7) 良好な品質の確保

施設は、材料及び機器等を信頼性のあるものとともに、安全性、経済性等を考慮して、良好な品質を確保すること。

(8) 長期的経済性（コスト縮減）への対応

材料及び機器等は、品質、性能、耐久性等を総合的に勘案し、ライフサイクルを通じて全体の費用の軽減が図られるよう配慮すること。

(9) 地域産材の利用推進

地産地消による環境負荷の低減及び人にやさしい施設づくりの観点から、「津市公共建築物等木材利用方針」等に従い、積極的に木質化を図ること。

成果品一覧		
成果品	提出部数	提出期限
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書 <input checked="" type="checkbox"/> 仕上表 <input checked="" type="checkbox"/> 面積表及び求積図 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 平面図 <input checked="" type="checkbox"/> 断面図 <input checked="" type="checkbox"/> 立面図（各面） <input checked="" type="checkbox"/> 矩計図 <input checked="" type="checkbox"/> 展開図 <input checked="" type="checkbox"/> 天井伏図 <input checked="" type="checkbox"/> 平面詳細図 <input checked="" type="checkbox"/> 部分詳細図（断面含む） <input checked="" type="checkbox"/> 建具表 <input checked="" type="checkbox"/> 外構図 <input checked="" type="checkbox"/> 総合仮設計画図 <input checked="" type="checkbox"/> 構造仕様書 <input checked="" type="checkbox"/> 構造基準図 <input checked="" type="checkbox"/> 伏図 <input checked="" type="checkbox"/> 軸組図 <input checked="" type="checkbox"/> 部材断面表 <input checked="" type="checkbox"/> 各部断面図 <input checked="" type="checkbox"/> 標準詳細図 <input checked="" type="checkbox"/> 各部詳細図 <input checked="" type="checkbox"/> () <input checked="" type="checkbox"/> その他工事に必要な図面 <input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 電灯設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 動力設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 受変電設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 発電設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 構内情報通信網設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 構内交換設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 映像・音響設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 扩声設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 誘導支援設備図 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ共同受信設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 火災報知設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 構内配電線路図 <input checked="" type="checkbox"/> 構内通信線路図 <input checked="" type="checkbox"/> ()	1	平成30年9月28日
<input checked="" type="checkbox"/> その他工事に必要な図面		

成果品一覽

成果品	提出部数	提出期限
<input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 配置図 <input checked="" type="checkbox"/> 機器表 <input checked="" type="checkbox"/> 空気調和設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 換気設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 排煙設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 衛生器具設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 給水設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 給湯設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 消火設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 厨房設備図 <input checked="" type="checkbox"/> ガス設備図 <input checked="" type="checkbox"/> し尿浄化槽設備図 <input checked="" type="checkbox"/> 屋外設備図 <input checked="" type="checkbox"/> () <input checked="" type="checkbox"/> その他工事に必要な図面		
実施設計		
<input checked="" type="checkbox"/> 設計書 <input checked="" type="checkbox"/> 積算数量算出書 <input checked="" type="checkbox"/> 見積検討資料 <input checked="" type="checkbox"/> 見積書	1	平成30年11月9日
積算		
<input checked="" type="checkbox"/> 構造計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 使用機器の比較検討書 <input checked="" type="checkbox"/> 換気風量計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 雨水排水流量計算書 <input checked="" type="checkbox"/> 環境対策説明書 <input checked="" type="checkbox"/> コスト縮減検討書 <input checked="" type="checkbox"/> 空調負荷計算書 <input checked="" type="checkbox"/> ユニバーサルデザイン説明書 <input checked="" type="checkbox"/> () <input checked="" type="checkbox"/> その他必要な資料 <input checked="" type="checkbox"/> 計画通知図書及び確認済証 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input checked="" type="checkbox"/> CADデータ <input checked="" type="checkbox"/> RIB C 2データ <input checked="" type="checkbox"/> 概略工事工程表 <input checked="" type="checkbox"/> () <input checked="" type="checkbox"/> その他工事に必要な図面及び書類 <input checked="" type="checkbox"/> 概算工事費計算書	1	平成30年11月9日
資料		
<input checked="" type="checkbox"/> 機械設備	1	平成30年9月28日

※上記提出期限の図面は複写(A2・A3)とし、原図は履行期限内に提出すること。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成28年7月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 部分改正を行った内容も含む（最新改正 平成29年11月） <input checked="" type="checkbox"/> 自然に配慮した川づくりの手引き（案）【 年 月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】【 年 月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> その他（上記の適用図書について、改訂のあった項目については改訂後を適用する。）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。
エ 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（□3部 □（ ）部）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。 <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）
オ 管理技術者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり <small>（平成30年度河川ス振第1-1号旧津市民プール跡地テニスコート整備に係る地質調査業務委託）</small> <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）
オ 管理技術者	管理技術者は、（□下記の者 □下記のいづれかの者）とする。
	<input checked="" type="checkbox"/> 技術士 <small>（建設部門 都市及び地方計画科目）</small> <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者（都市及び地方計画部門） <input checked="" type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならぬ <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
力	<p>照査技術者</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。</p> <p>(照査技術者は、(<input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者))とする。</p>
キ	<p>打合せ等</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>中間打合せ回数は 4回とする。</p> <p>中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>照査技術者については（<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ 4回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む））の打合せに出席するものとする。</p>
ク	<p>資料の貸与</p> <p><input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。</p> <p>()</p>

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目 明示事項（条件及び内容）

明示項目	明示事項（条件及び内容）
業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 建築物及び工作物の設計にあたっては、一級建築士の資格を有する者を配置すること。
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 検査課による設計協議の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、実地確認を行う。

(注)

- 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
 - (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
 - (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
 - (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。
- なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となつたとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかつた場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借り入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借り入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとすることは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならぬ。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を探ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。
また、誓約内容に違反があつた場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徵収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があつた場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。